平成３０年（フ）第１００号
熊本市南区南高江２丁目11番28号　みどり荘101号
債務者　橋本　千鶴
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１２３号
熊本市北区貢町1129番地７
債務者　酒井　寛史
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町35番８―54号
債務者　善福　義行
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７３号
秋田市川元小川町５番28号
債務者　荒川　直人
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８０号
秋田市東通５丁目８番38号　ストロベリーハウスＢ106、前住所秋田市楢山川口境22番12号
債務者　福士　大文
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２１号
神戸市灘区大石北町７番３号　千成文化マンション301号、従前の住所神戸市灘区大石東町１丁目１番１―704号
債務者　岩城　清輝
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目11番20―203号、前住所兵庫県伊丹市昆陽３丁目21番地　ノホ・エカヒ昆陽102号
債務者　加村　翔太
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
兵庫県伊丹市荻野西２丁目11番20―203号、前住所兵庫県伊丹市昆陽３丁目21番地　ノホ・エカヒ昆陽102号
債務者　加村　真弥（旧姓浦島・渡邉・山崎）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
兵庫県伊丹市荻野西１丁目７番２―106号、従前の住所兵庫県伊丹市瑞原３丁目24番地　パークアヴェニュー102号
債務者　朝倉　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目７番１号　ユニテック21　211号、前住所兵庫県尼崎市杭瀬本町１丁目24番10号
債務者　松尾　智江
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４８号
兵庫県西宮市津門呉羽町７番16―201号、前住所兵庫県西宮市津門綾羽町６番５号
債務者　丸山　智司
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７９号
兵庫県尼崎市神田中通９丁目305番地　サンコート106
債務者　井上　美正
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８４号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目14番23号
債務者　宮地　昌弘
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９２号
兵庫県尼崎市御園２丁目２番31号　グランメール御園　103号
債務者　大山英秀こと　禹　　英秀
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１９３号
兵庫県西宮市青木町13番17号
債務者　寺本　真美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３８号
奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地343
債務者　東川みのり
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係